

令和2年度
事業要覧



日本赤十字社 北海道支部
Japanese Red Cross Society



I	社員(会員・協力会員)と社資	2
II	主 な 事 業	4
	1. 災 害 救 護 事 業	4
	2. 赤 十 字 の 講 習	7
	3. 地 域 福 祉 活 動	12
	4. 赤 十 字 奉 仕 団	13
	5. 青 少 年 赤 十 字	17
	6. 国 際 活 動	20
	7. 広 報 活 動	21
	8. 社 会 福 祉 事 業	23
	9. 医 療 事 業	24
	10. 看 護 師 養 成 事 業	28
	11. 血 液 事 業	29
III	令和2年度一般会計歳入歳出予算額	35
IV	税制上の優遇措置	36
V	日本赤十字社の表彰	37
VI	北海道支部役員等名簿	39
VII	日本赤十字社北海道支部の組織図	40

はじめに

赤十字事業の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年度、8月に九州豪雨災害、9月に千葉県を中心とした台風15号災害、10月には関東地方を襲った台風19号災害と、相次ぐ自然災害により、各地で大きな被害をもたらしました。

台風19号災害では、北海道支部から災害対策本部要員を宮城県支部へ派遣したほか、旭川赤十字病院から医療救護班を派遣し、救護所や巡回診療、こころのケア活動などを行いました。

このような大規模・頻発化する災害に対して、北海道支部では、道内10カ所の赤十字病院に医療救護班を編成し、各種訓練や救護装備の整備により、災害への備えを充実してまいります。

令和2年度、災害救護事業では、近年の災害対応の経験から、他機関と協働して活動する急性期の医療救護に加え、被災者の自助を促すためのこころのケア、あわせて赤十字奉仕団の訓練を実施するほか、災害救援車「博愛号」、災害用天幕、災害用炊き出し釜の地区・分区への配置を継続して行います。

また、将来、高い確率で発生が懸念されている巨大災害から、道民のいのちを守るために、防災・減災の知識や技術を学ぶ赤十字防災セミナーを開催します。

赤十字の講習では、AEDを中心とする救急法等の全道的な普及に努めるほか、誰もがすこやかに過ごすために必要な健康増進の知識や介護技術が習得できる健康生活支援講習にも力を入れ、普及に努めます。

赤十字奉仕団では、活動を活性化するため、地域奉仕団と青少年赤十字加盟校が連携した取り組みを進めるほか、青少年赤十字では、一人でも多くの児童・生徒に「気づき」「考え」「実行する」ための主体性を育み、人の命と尊厳を大切にする「思いやり」と「やさしさ」を育成するため、学校教育の場における青少年赤十字の普及に努めます。

医療事業では、診療報酬の改定等により厳しさが増すなか、地域の医療ニーズに応えた病院運営と、良好な療養環境が提供できるよう心がけるとともに、血液事業では、血液法や薬事法などの関連法令を遵守し、輸血用製剤の安全性と安定供給を最も重大な責務とし、献血基盤となりうる若年層への啓もう活動の強化に取り組めます。

また、10月には、赤十字思想の普及と社業の発展を期するため、北見市において「第33回赤十字北海道大会」を開催する予定です。

つきましては、令和2年度におきましても、みなさまの引き続きのご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

なお、12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中にまん延し、日本国内でも緊急事態宣言が発令されるなど、いまなお収束の目途が立ちません。

本文中に掲載しております本年度の主な行事の開催予定につきましては、令和2年度の事業計画として予定したものであり、社会情勢により、延期または中止となる場合がございますことを申し添えます。

令和2年4月1日

日本赤十字社北海道支部

I

社員(会員・協力会員)と社資

日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づいた「社員」をもって組織されている法人で、社員（会員・協力会員）が納める「社費（会費）」と一般からの「寄付金」による『社資』によって活動が支えられています。

社員（会員・協力会員）ならびに社資を増やすことで、北海道支部の人道的活動を安定的・継続的に実施することができます。

社資増強にあたっては、地区（本部）・分区と一層の連携を図るとともに地区（本部）長・幹事会議を開催するほか、各地区・分区で実施される諸会議へ積極的に出席して事業基盤をより強固なものとしします。

また、赤十字奉仕団、協賛委員、有功会等の協力を得ながら幅広い支援者を募り、さらには各企業（団体）の協力を得ながら法人社資の増強を図るとともに、「寄付金付自動販売機」や「チャリティーボックス」の設置を拡充します。

さらに、遺贈や相続財産寄付については、当支部作製パンフレットを活用し関係機関等への周知を継続して行います。

○第33回赤十字北海道大会の開催

令和2年10月、北見市において「第33回赤十字北海道大会」を開催し、社資の増強を図るとともに、有功章等の授与、奉仕団員等による体験発表などを通じ、さらなる赤十字運動の促進に努めます。

令和2年度の社資募集目標額

扱い区分		一般社資	法人社資	計
地区 扱い	地方地区	80,044千円	10,145千円	90,189千円
	市地区	316,714千円	24,316千円	341,030千円
支部扱い		—	26,199千円	26,199千円
合 計		396,758千円	60,660千円	457,418千円

（平成30～令和2年度の目標額は同額）

※

地区本部・・・札幌市
地区・・・・・・・各振興局・各市・札幌市10区
分区・・・・・・・各町村

以下、地区・分区と表記

令和2年度 地区別社資募集目標額

(単位：千円)

地区名	一般社資	法人社資	合計	地区名
空知	5,863	655	6,518	空知
石狩	1,520	150	1,670	石狩
後志	7,621	1,075	8,696	後志
胆振	4,730	560	5,290	胆振
日高	5,259	825	6,084	日高
渡島	7,825	870	8,695	渡島
檜山	3,231	445	3,676	檜山
上川	7,567	885	8,452	上川
留萌	2,172	325	2,497	留萌
宗谷	2,434	400	2,834	宗谷
オホーツク	8,944	1,135	10,079	オホーツク
十勝	14,088	1,560	15,648	十勝
釧路	5,055	690	5,745	釧路
根室	3,735	570	4,305	根室
計	80,044	10,145	90,189	計
札幌市	132,812	2,911	135,723	札幌市
函館市	19,494	2,620	22,114	函館市
小樽市	9,584	1,155	10,739	小樽市
旭川市	24,304	2,890	27,194	旭川市
室蘭市	6,467	840	7,307	室蘭市
釧路市	12,848	1,685	14,533	釧路市
帯広市	11,918	1,725	13,643	帯広市
北見市	9,722	1,130	10,852	北見市
夕張市	683	100	783	夕張市
岩見沢市	7,022	665	7,687	岩見沢市
網走市	2,738	385	3,123	網走市
留萌市	1,815	235	2,050	留萌市
苫小牧市	12,124	1,465	13,589	苫小牧市
稚内市	2,898	400	3,298	稚内市
美唄市	1,963	210	2,173	美唄市
芦別市	1,315	140	1,455	芦別市
江別市	8,629	680	9,309	江別市
赤平市	923	95	1,018	赤平市
紋別市	1,900	265	2,165	紋別市
士別市	1,682	235	1,917	士別市
名寄市	2,287	285	2,572	名寄市
三笠市	792	85	877	三笠市
根室市	2,158	305	2,463	根室市
千歳市	6,967	620	7,587	千歳市
滝川市	3,435	385	3,820	滝川市
砂川市	1,477	170	1,647	砂川市
歌志内市	279	30	309	歌志内市
深川市	1,843	215	2,058	深川市
富良野市	1,766	240	2,006	富良野市
登別市	3,977	320	4,297	登別市
恵庭市	4,933	375	5,308	恵庭市
伊達市	3,012	285	3,297	伊達市
北広島市	4,525	385	4,910	北広島市
石狩市	4,572	435	5,007	石狩市
北斗市	3,850	350	4,200	北斗市
計	316,714	24,316	341,030	計
地区計	396,758	34,461	431,219	地区計
支部計		26,199	26,199	支部計
合計	396,758	60,660	457,418	合計

Ⅱ 主な事業

1. 災害救護事業

近年、大規模・頻繁化する災害に対応するため、北海道支部では、令和2年度も引き続き「日本赤十字社北海道支部防災業務計画」及び第9次災害救護5カ年計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、災害救護活動の充実・強化に努めます。

災害救護訓練は、近年の災害対応の経験から、他機関と協働して活動する急性期の『医療救護』に加え、被災者の自助を促すための『こころのケア』を内容としたものとし、あわせて『赤十字奉仕団（防災ボランティア）』の訓練を実施します。

災害救護装備は、地区・分区用の災害救護装備として、災害救援車「博愛号」、災害用天幕、災害用炊き出し釜を配置します。



（1）各種救護訓練の実施・参加

1) 支部主催による災害救護訓練

支部災害対策本部要員ならびに道内赤十字病院救護班、こころのケア要員、赤十字奉仕団（防災ボランティア）による災害救護訓練を札幌市で実施します。

また、広域応援体制強化のため岩手県で実施される第1ブロック（東北・北海道）支部合同災害救護訓練に救護班を派遣するとともに、支部災害対策本部要員として参加します。

名 称	開催予定	場 所	参 加 対 象
赤十字災害救護訓練	10月 予定	札幌市	支部災害対策本部要員 道内赤十字病院救護班 道内こころのケア要員 赤十字奉仕団（防災ボランティア） 関係機関
第1ブロック支部合同 災害救護訓練（東北・北海道）	11月 6・7日	岩手県	東北各県支部 北海道支部 旭川赤十字病院救護班

2) 他機関主催による災害救護訓練

自治体や他機関が行う各種災害訓練に積極的に参加し、赤十字の使命達成に努めます。

名 称	主催機関	開催予定	場 所	参 加 対 象
総合水防演習	北海道開発局	6 月	音更町	水防機関 日赤北海道支部 音更町赤十字奉仕団
北海道防災総合訓練	北海道防災会議	9 月～ 令和 3 年 1 月	札幌市他	北海道防災会議構成機関 日赤北海道支部 道内赤十字病院 赤十字奉仕団
北海道原子力防災訓練	北海道防災会議	未 定	未 定	北海道防災会議構成機関 日赤北海道支部 道内赤十字病院

(2) 災害救護装備の配置

1) 災害救援車「博愛号」

地区・分区における救護活動や、各種赤十字事業を迅速・円滑に実施するため、災害救援車「博愛号」を10台配置します。



2) 災害用天幕

地区・分区が参加する各種災害訓練や地域のイベントにおける赤十字の広報活動等に活用するため、災害用天幕を15張配置します。

3) 災害用炊き出し釜

災害発生時はもとより、地区・分区が参加する各種災害訓練や奉仕団研修会、広報イベント等で行う炊き出し用機材としても活用できる災害用炊き出し釜を5台配置します。

(3) 委託協定等

災害救助法に基づく北海道知事との「救助又はその応援に関する委託協定」及び第一管区海上保安本部長との「災害救助相互協力に関する協定」の円滑な実施に努めます。

(4) 義援金の募集

災害救助法の発令等、甚大な被害が発生した場合は、速やかに北海道災害義援金募集委員会を設置し、義援金募集活動に取り組み、被災者支援に努めます。

(5) ボランティア等による救護活動

海水浴場やスキー場の事故防止対策の推進に努めるほか、道内を会場とした全国的なスポーツ大会等における臨時救護活動の要請に応えます。

- 1) 不特定多数の集まる集会等での臨時救護所への医療従事者の派遣
- 2) ボランティアによるスポーツ大会等での救護支援活動
- 3) ボランティアによる海水浴場での事故防止活動と応急手当
- 4) ボランティアによるスキー場での事故防止活動と応急手当

(6) 地域で守る赤十字防災セミナーの開催

- 1) 将来、高い確率で発生が懸念されている巨大災害から、道民のいのちを守るために、防災・減災の知識や技術を学ぶ赤十字防災セミナーを開催します。

日本赤十字社防災教育事業指導者在住地域ならびに隣接地域の町内会等10か所の一般市民を対象に「自助」と「共助」のための知識と技術を高めるため、地域の防災マップづくり（DIG）や災害エスノグラフィー（読み物による過去の災害の追体験）、傷病者の応急手当などを実施します。

開催予定	事業名	開催場所	対象	予定人数
随時	地域で守る赤十字防災セミナー	町内会等 10ヶ所	一般市民	200名

- 2) 道民自らが災害から命を守れるよう、防災・減災に関する知識・意識・技術の向上を目的として開催する防災セミナーの運営補助にあたる人材を養成するため、道内赤十字病院職員を対象に研修会を開催します。

開催予定	事業名	開催場所	対象	予定人数
随時	日本赤十字社 防災教育事業 スタッフ養成研修会	道内赤十字病院 (釧路・浦河・栗山)	道内赤十字 病院職員	60名

2. 赤十字の講習

事故防止を基本とした緊急時に役立つ知識や技術を広く道民に普及するため、AEDを中心とする救急法を講習未開催地域の地区・分区との連携を深めながら全道的な普及に努めます。

また、誰もがすこやかに過ごすために必要な健康増進の知識や介護技術が習得できる健康生活支援講習にも力を入れ普及を図るほか、各講習の普及体制を強化するため指導員を計画的に養成していきます。



(1) 一般普及講習

講 習 名		予定回数
救 急 法	短期講習	110回
	基礎講習 【内容】 ・心肺蘇生 ・AEDの使い方 ・気道異物除去など 【時間】 4 時間（検定時間含む）	150回
	救急員養成講習 【内容】 ・急病の手当 ・けがの手当て（止血・包帯・固定） ・搬送及び救護 【時間】 9 時間40分（検定時間含まない）	90回

講 習 名		予定回数
水 上 安 全 法	短期講習	60回
	救助員Ⅰ養成講習 【内容】 （プール） ・泳ぎの基本と自己保全 ・事故者の救助及び応急手当など 【時間】 14時間（検定時間含まない）	10回
	救助員Ⅱ養成講習 【内容】 （海） ・海、河川及び湖沼での事故防止 ・泳ぎの基本と自己保全 ・事故者の救助及び応急手当など 【時間】 12時間（検定時間含まない）	5回

講 習 名		予定回数
雪 上 安 全 法	短期講習	5回
	救助員Ⅰ養成講習 【内容】 ・雪上での事故防止 ・スキーの基本 ・雪上での事故者の救助技術など 【時間】 7時間（検定時間含まない）	17回
	救助員Ⅱ養成講習 【内容】 （ゲレンデ） ・スキーパトロールのスキー技術 ・ゲレンデでの応急手当及び搬送など 【時間】 12時間（検定時間含まない）	10回

講 習 名		予定回数
健康生活支援講習	短期講習	20回
	災害時高齢者生活支援講習 【内容】 ・災害が高齢者に及ぼす影響 ・気をつけたい病気や症状 ・知って役立つ知識や技術など 【時間】 2時間	20回
	支援員養成講習 【内容】 ・高齢者の健康と安全のために ・地域における高齢者支援に役立つ知識と技術 ・日常生活の具体的な介護の知識と技術など 【時間】 12時間（検定時間含まない）	15回

講 習 名		予定回数
幼 児 安 全 法	短期講習	60回
	支援員養成講習 【内容】 ・こどもに起こりやすい事故の予防と手当 ・こどもの病気と看病 ・こどもに対する心肺蘇生、AEDの使い方など 【時間】 12時間（検定時間含まない）	15回

(2) 指導員養成講習

赤十字安全法講習のより一層の普及を図るため、指導員養成講習を開催します。

赤十字水上安全法 指導員養成講習	場 所	定 員
	札幌会場	20名

赤十字健康生活支援講習 指導員養成講習	場 所	定 員
	札幌会場	20名

(3) 講習会開催地区・分区助成金の交付

各種講習の一層の普及促進を図るため、引き続き地元指導員ならびに各奉仕団が主管する地区・分区主催講習会に対して講習会開催助成金を交付します。

(4) 指導員研修会

講習普及にあたる指導員資格を継続するため、各種安全法指導員（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）の研修会を次のとおり実施し、資格継続とともに指導技術の向上を図ります。

研修名	対象者数	実施回数
救急法指導員研修会	415名	10回
水上安全法指導員研修会	95名	2回
雪上安全法指導員研修会	140名	2回
健康生活支援講習指導員研修会	107名	6回
幼児安全法指導員研修会	131名	6回
合 計	888名	26回

(5) 指導員資格継続適性審査の実施

指導員資格を取得してから9年目を迎える指導員の知識と技術を確認するため、指導員資格継続適性審査（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）を、指導員研修会にあわせて実施します。

(6) 「ワールド・ファーストエイド・デー」行事の実施

国際赤十字・赤新月社連盟が、救急法の普及促進を図るため、毎年9月第2土曜日に世界的な取り組みとして実施している「ワールド・ファーストエイド・デー（2020年9月9日）」と連動した救急法普及イベントを実施します。

北海道救急法・水上安全・スキーパトロール赤十字奉仕団協議会及び子育て支援赤十字奉仕団の協力のもと道内各地で実施することとし、一般市民に対し、心肺蘇生等の体験を通じて救急法の効果と必要性を広く周知することで、救急法講習の普及促進、さらには赤十字を知ってもらうきっかけとなる事業とします。

(7) 公的機関に対する協力

道内の公安委員会指定自動車教習所の教官を対象とした「応急救護処置指導者」の養成に協力しており、令和2年度も「応急救護処置指導者養成講習」に救急法指導員を派遣します。

(8) その他

1) 北海道赤十字スキーパトロール競技大会の開催

全道各地で活躍するスキーパトロール員の技術の向上を図り、あわせて相互の親睦を深めることを目的として開催します。

(北海道赤十字スキーパトロール協議会との共催)



2) 赤十字水上安全法北海道競技大会の開催

赤十字水上安全法の知識と技術の向上を図り、赤十字理念の一層の普及に努めることを目的として開催します。

(北海道水上安全赤十字奉仕団協議会との共催)

3. 地域福祉活動

(1) 子育て支援事業への協力

少子社会を背景に各地で行われている子育て支援の一環として、子どもに起こりやすい事故に対する手当ての方法や事故防止、家庭内での看護の方法など日常生活で役立つ知識や技術を内容とした講習を実施するため、保育士や保護者を対象とした研修に幼児安全法指導員を派遣し協力します。

(2) 「赤十字健康増進セミナー」の開催

札幌市において、赤十字奉仕団の協力を得て、ノルディックウォーキングの実技と赤十字健康生活支援講習の内容から、誰もが迎える高齢期をすこやかに過ごすための健康増進の知識の紹介をする「赤十字健康増進セミナー」を開催します。



(3) 「地域包括ケア推進事業」

高齢者が要介護など支援の必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続け、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」の担い手の一つとして、健康生活支援講習を柱とした事業を栗山赤十字病院との連携により実施します。

4. 赤十字奉仕団

奉仕団活動の活性化を図るため、地域奉仕団と青少年赤十字加盟校が連携した取り組みを進めるほか、地域での活動を展開する一助として、奉仕団活動啓発グッズを活用することで、奉仕団活動の活性化と地域住民への赤十字活動の理解と普及を図ります。

奉仕団員の育成では、「赤十字奉仕団基礎研修会」、また基礎研修会修了者を対象とした「赤十字奉仕団中級研修会」を道内各地区・分区で開催し、赤十字奉仕団員として正しい知識と理解に繋げるよう、研修の充実と団員育成に努めます。



(1) 休団している地域奉仕団への再活動化に向けた取り組み

休団中（24市町村）の地域奉仕団を所管する地区・分区との連絡協議を深めながら、地域奉仕団の再生に向けて働きかけます。

(2) キャラクターを利用した奉仕団活動の活性化

北海道支部マスコットキャラクター「アンリー」を使った啓発グッズ「携帯用反射板：アンリーリフレクター」を奉仕団へ提供し、団員が自団のPRを盛り込むなど特色のあるアレンジを加え、各地域で開催されるイベントでの配布、青少年赤十字との協働活動、さらには社資募集活動など幅広く活用することで、奉仕団活動の充実・活性化を図ります。

(3) 奉仕団研修会の充実強化

奉仕団指導講師や支部職員を道内各地へ派遣し研修会を実施するほか、基礎研修会及び中級研修会などの体系的な研修を通して奉仕団活動の質的向上を図り、社資増強に繋がります。



- 1) 奉仕団活動の基礎的な知識修得を目的とした「赤十字奉仕団基礎研修会」を各地区・分区からの希望により開催します。
- 2) 奉仕団基礎研修会修了者を対象とし、各奉仕団内のチームワークの向上を目的とした「赤十字奉仕団中級研修会」を各地区・分区からの希望により開催します。
- 3) 地方地区（振興局）開催のほか、近隣地区・分区（市町村）との合同開催での基礎研修会及び中級研修会の開催を推進し、広域的に参加者を募ることで意見交換の場や相互交流を通して一層の奉仕団間の連携強化を図ります。

No.	開催予定	事業名	主催
1	9月	赤十字奉仕団中級研修会（全道）の開催（道東）	支部
2	随時	赤十字奉仕団基礎研修会（地区・分区単独・地方地区）の開催（8地区（本部）・分区予定）	地区・分区
3	随時	赤十字奉仕団中級研修会（地区・分区単独・地方地区）の開催（6地区・分区予定）	地区・分区
4	随時	赤十字奉仕団研修会への指導講師・職員等派遣	地区・分区

（４）青年赤十字奉仕団の活動強化

団員の減少が著しい青年赤十字奉仕団について、支部事業や他団体主催イベント協力への積極的な参画を促すとともに、札幌市内を中心に、北海道支部と共同で幼児向け防災教育の普及・展開を行い、新たな奉仕団活動の場を提供することで、活動の定着化、団員の増員を図ります。

（５）奉仕団指導講師の研修

奉仕団指導講師を一堂に会した研修会を実施し、各地で行われる奉仕団基礎・中級研修会での指導内容の統一や奉仕団活動における活性化の研究、指導方法について研修を行い、奉仕団研修内容の充実・強化を図ります。

（６）諸会議、研修会等の開催・派遣

道内赤十字奉仕団の連絡調整及び奉仕団活動の推進と発展を図るための諸会議、研修会等を開催するほか、本社行事へ奉仕団員を派遣し奉仕団の指導・育成に努めます。

◎奉仕団支部委員会・ブロック協議会

No.	開催予定	事業名	主催	開催地
1	8月～ 12月	北海道赤十字奉仕団各ブロック協議会 （道央・道南・道北・道東）	協議会	道内4会場
2	令和3年 3月	赤十字奉仕団北海道支部委員会	支部	札幌市

◎特別奉仕団協議会総会

No.	開催予定	事業名	主催	開催地
1	4月	北海道救急法赤十字奉仕団協議会総会	協議会	札幌市
2	4月	北海道水上安全赤十字奉仕団協議会総会	協議会	札幌市
3	4月	北海道無線赤十字奉仕団協議会総会	協議会	札幌市
4	5月	北海道点訳赤十字奉仕団協議会総会	協議会	札幌市
5	7月	北海道赤十字スキーパトロール協議会総会	協議会	札幌市
6	未定	北海道芸能赤十字奉仕団協議会総会	協議会	札幌市

◎大会・研修会

No.	開催予定	事業名	主催	開催地
1	9月	第39回赤十字水上安全法北海道競技大会	協議会・支部	函館市
2	11月	北海道点訳赤十字奉仕団協議会研修会	協議会	札幌市
3	令和3年 2月	第49回北海道赤十字スキーパトロール競技大会	協議会・支部	名寄市
4	未定	北海道無線赤十字奉仕団協議会研修会	協議会	未定

◎日本赤十字社（本社）主催

No.	開催予定	事業名	開催地
1	5月	赤十字奉仕団中央委員会	東京都
2	7月	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会	東京都
3	9月	奉仕団活動推進会議（仮称） （旧称：ボランティア・リーダー研修会）	東京都
4	令和3年 2月	赤十字奉仕団支部指導講師研修会	東京都

◎第1ブロック（東北・北海道）主催

No.	開催予定	事業名	開催地
1	6月	第1ブロック（東北・北海道）青年赤十字奉仕団協議会総会	福島県
2	6月	第1ブロック（東北・北海道）青少年赤十字賛助奉仕団総会	青森県

(7) 赤十字奉仕団助成金の交付

各種奉仕団・協議会の運営並びに活動を推進するための助成金を以下のとおり交付します。

助 成 金 種 類		内 容	
運 営 助 成 金	奉 仕 団	奉仕団員の構成人数により助成 (構成人数基準は助成金交付要項による)	
	地域奉仕団ブロック協議会	各ブロック協議会に対し、5,000円×地区分区数を助成	
	特別奉仕団協議会	各協議会に対し、20,000円を基礎額とし、 2,000円×団数を加算して助成 (年額50,000円上限)	
	地方地区協議会	地方地区に対し、1,000円×分区数を助成	
活 動 助 成 金	奉 仕 団	単位団	活動経費総額の2/3を助成 (年額80,000円上限)
		複数団	・ 地域内複数団の共同での活動に対し2/3を助成 (年額150,000円上限) ・ 地方地区内の複数団の活動である広域的活動に対し2/3を助成 (年額300,000円上限)
	各 種 協 議 会		活動費の2/3を助成 (年額300,000円上限)
	研 修 助 成 金	奉 仕 団	研修に係る費用を助成 (年額20,000円上限)
各 種 協 議 会		研修に係る費用を助成 (年額40,000円上限)	
結 成 祝 金		赤十字奉仕団結成時に10,000円を交付	
記 念 式 典 祝 金		赤十字奉仕団・協議会等の周年記念式典に伴う祝金 (基準は助成金交付要項による)	

※交付基準・助成金対象活動については、「日本赤十字社北海道支部赤十字奉仕団助成金交付要項」によります。



5. 青少年赤十字

青少年赤十字の態度目標である「気づき」「考え」「実行する」ための主体性を育み、人の命と尊厳を大切にする「思いやり」と「やさしさ」を育成するため、学校教育の場を中心に青少年赤十字の普及に努めます。

また、協力組織である青少年赤十字北海道指導者協議会と連携し加盟促進に努めるほか、青少年赤十字各種プログラムとして、メンバーシップを養う「トレーニング・センター」（道央、道南、道北、道東）とリーダーシップを養う「スタディー・センター」（札幌市）を開催し、メンバーの増強を図ります。

また、青少年赤十字活動の担い手である指導者を募るため、道内教職員対象の「青少年赤十字指導者研修会」を開催し、指導者の理解促進・資質向上に繋がります。

さらに、「国際交流事業」として、青少年赤十字海外メンバーを受け入れ、道内青少年赤十字メンバーと親善・交流を図ります。



（１）未加盟校への普及促進活動

北海道教育委員会や各教育局の協力を得ながら、学校長会議などで青少年赤十字への理解促進を図るほか、青少年赤十字北海道指導者協議会や赤十字ボランティアと連携し、未加盟校に対する青少年赤十字の普及に努めます。

また、道内幼稚園や保育園（所）、小・中・高等学校に配布した「青少年赤十字防災教育プログラム」について有効活用されるよう働きかけます。



（２）指導者の研修

青少年赤十字の裾野を広げるために加盟・未加盟校の教職員を対象とした「指導者研修会」を札幌市において開催し、青少年赤十字活動への理解促進を図るとともに情報交換の場を設定し、新規指導者及び協力者の確保に努めます。

さらには、本社主催の講習会等へ指導者を派遣し、青少年赤十字への理解促進を図ります。

(3) 活動推進校への助成

学校教育の現場で、青少年赤十字のプログラムが実用的に取り入れられるよう「青少年赤十字加盟校活動サポート助成金」を交付し、活動の活性化と充実を支援します。

(4) 赤十字出前講座の実施

総合的学習などにおける教育活動の補完プログラムとして、赤十字が提供する「防災教育プログラム・国際理解・点訳体験・視覚障がい者体験」等のプログラムについて赤十字職員やボランティアを派遣し、青少年赤十字の理解と加盟の促進を図ります。

(5) 本社主催青少年赤十字国際交流事業

本社が国際交流事業の一環として、アジア・太平洋地域の姉妹赤十字・赤新月社から招へいする青少年赤十字メンバーを北海道に受け入れ、道内青少年赤十字メンバーと、お互いの国の文化や災害・貧困などの諸問題について理解を深めます。

(6) 青少年赤十字メンバー育成のための各種プログラム

トレーニング・センター、スタディー・センターは、青少年赤十字の教育プログラムの一つであり、青少年赤十字活動を主体的に推進する児童・生徒の養成を目的として開催します。

このプログラムは、集団生活を通じて行われる学習活動の場であり、参加者が自主・自立の精神を身につけ、赤十字に関する知識等を集中的に学習できる機会とします。

1) 北海道青少年赤十字トレーニング・センターの開催

青少年赤十字加盟校の代表メンバーが集団生活の実体験を通して、様々なプログラムから自主的・自発的な生活姿勢を学習するとともに、所属校で青少年赤十字活動におけるリーダーシップを醸成するため、道央・道南・道北・道東地区の4会場で宿泊型研修を実施します。(道北のみ日帰り)

2) 北海道青少年赤十字スタディー・センターの開催

トレーニング・センターを修了したメンバーを集い、小・中・高等学校が同一会場で研修します。

青少年赤十字について、ボランティア・サービス、グループ・ワーク、先見など、各プログラムが有機的



に作用するように組み立てられており、ボランティア・サービス等を通して気づく主体的な児童・生徒の育成を促進します。

3) 本社主催青少年赤十字スタディー・センターへの派遣

北海道青少年赤十字スタディー・センターに参加した高校生メンバーから選考した代表者1名を本社主催スタディー・センターへ派遣し、全国から集まるメンバーと、研修を通じて交流を図りながら、さらなるリーダーシップを養います。

4) 加盟校の活動の活性化

加盟校の活動の活性化を図るため、指導者の協力と理解が重要であることから、各プログラムへの参加を促すとともに、ホームページの充実など、情報発信に努めます。

◎北海道支部（協議会）主催

No.	開催予定	事業名	開催地
1	4月	青少年赤十字指導者協議会総会及び専門委員会	札幌市
2	7～8月	青少年赤十字トレーニング・センター	道内4地区
3	令和3年 1月	青少年赤十字スタディー・センター	札幌市
4	令和3年 2月	青少年赤十字指導者研修会	札幌市
5	令和3年 2月	青少年赤十字指導者協議会専門委員会	札幌市

◎日本赤十字社（本社）主催

No.	開催予定	事業名	開催地
1	6月	青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会	東京都
2	11月	青少年赤十字国際交流事業	北見市ほか
3	令和3年 1月	指導主事対象青少年赤十字研究会	東京都
4	令和3年 3月	青少年赤十字スタディー・センター	山梨県

◎第1ブロック主催

No.	開催予定	事業名	開催地
1	10月	第1ブロック（東北・北海道）青少年赤十字指導者研究会	岩手県

6. 国際活動

日本赤十字社では、赤十字国際委員会ならびに国際赤十字・赤新月社連盟と連携を図りながら、国際救援及び開発協力の諸活動を展開しており、当支部も職員の派遣や財政支援を通して国際活動を実施します。



(1) 国際救援・開発協力要員の養成・派遣

本社主催の国際救援・開発協力要員養成研修会へ対象職員を参加させるとともに、研修を修了した登録要員を本社の要請に基づき海外へ派遣します。

(2) 第1ブロック（東北・北海道）支部合同による国際活動への参加

アジア・大洋州地域における災害対策事業支援の一環として、東ティモール・ラオスでの救急法普及支援事業に第1ブロック（東北・北海道）支部として支援します。

また、ネパール・バヌアツ青少年赤十字海外支援事業について第1ブロック（東北・北海道）支部として支援します。

(3) 安否調査

国交のない国等からの安否調査の依頼に対し、本社と連携をとりながら対応します。

(4) NHK海外たすけあい（令和2年12月1日～25日予定）

紛争犠牲者や災害被災者に対する救援のため、NHKと共催で「海外たすけあい」を実施し、赤十字の国際救援活動の充実を図ります。



7. 広報活動

赤十字の活動について、広く道民の理解と協力を得るため、5月の赤十字運動月間を始めとした広報活動を展開します。

また、さまざまなイベントで親子での赤十字安全法体験を通じて防災意識を高めてもらうなど、道民に赤十字活動をより身近に感じてもらうため、効果的な広報に努めます。



(1) 運動月間キャンペーン

- 1) 内 容 活動パネル展示による事業紹介のほか、救急法体験等来場者に『体験』していただくことによって、赤十字への理解促進を図るとともに、事業資金への協力を呼びかけます。
- 2) 期 日 令和2年5月（地域によっては5月以外となる場合あり）
- 3) 会 場 札幌市、赤十字病院所在地10ヶ所

(2) イベントでの赤十字安全法体験

親子で赤十字安全法を体験する機会を設け、AEDの使い方や心肺蘇生法を通じて赤十字への関心を高めていただくとともに、社資への協力を依頼します。



(3) 広報印刷物の発行

1) 赤十字活動PRチラシ

広く赤十字活動をPRして社資への協力を図るためチラシを作製し、地区・分区やイベント等での社資募集に活用します。

2) 「赤十字ほっかいどう」（支部広報誌）

当支部の活動を広く紹介するため、年3回発行し、地区・分区、役員、評議員、支部で管理する年額2,000円以上の協力者等へ送付します。

3) 赤十字NEWS（本社広報紙）の配布

日赤本社が毎月発行している広報紙を、地区・分区をはじめ評議員等、赤十字関係者に送付し、全国的な活動状況について周知を図ります。

4) 日赤北海道支部の動き

当支部の活動を紹介するための印刷物を毎月発行し、地区・分区、評議員等、赤十字関係者へ送付します。

(4) 支部ホームページ・SNSによる広報

インターネットを通じて情報収集が一般的に行われていることから、当支部ホームページにて北海道の赤十字組織や活動全般について紹介します。

また、若年層においては、ソーシャルネットワークサービス（SNS）が頻繁に利用されていることから、フェイスブックを活用しタイムリーな情報提供に努めます。



8. 社会福祉事業

保育所や点字図書センターを運営するとともに、赤十字の人材を活用した地域福祉活動を引き続き推進し、社会福祉向上に努めます。

(1) 保育所の運営

保護者や地域から必要とされる保育所を目指し、延長保育をはじめ、産休明け保育、障がい児保育や一時預かり事業など利用者のニーズに応じた保育内容の充実を図るほか、赤十字安全法講習の開催など日本赤十字社が運営する保育所の特徴を活かした保育所づくりを進めます。



◎ 「日本赤十字社小樽保育所」

定 員 90 名

◎ 「認定こども園 日本赤十字社釧路さかえ保育園」

定 員 90 名

(2) 日本赤十字社北海道支部点字図書センターの運営

北海道の補助、委託を受けて視覚に障がいを持つ方々のための点字・録音・テキストデージー図書の整備を進めるとともに全国の点字図書館との連携により利用者の利便性の向上を図ります。

また、北海道内において「サピエ（視覚障がい者情報総合ネットワーク）」の活用を促し、道内点字図書館、公立図書館、関係機関等と連携し、情報提供サービスを推進します。

さらに、北海道内の点訳・朗読奉仕員の養成事業を支援するとともに、現在在籍している奉仕団員の点訳・朗読技術の向上を目的とした研修会等の開催、派遣を実施します。



9. 医療事業

我が国は、急速に進む少子高齢化の中、2025年には「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎え、疾病構造も変化し、医療ニーズは、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていくこと

が求められており、地域医療においても、国民一人一人が、住み慣れた地域で安心して医療や介護が受けられる環境の整備が喫緊の課題とされています。

そのため、各都道府県、自治体におきましては病床数やその機能を適正配置にする医療計画が推進され、2025年までには医療圏ごとの地域医療構想の実現が目指されています。

このような医療情勢のなか、道内10ヶ所にある赤十字病院では、令和2年度においても地域が必要とする医療ニーズを適切に提供するため、高度な医療をはじめ、介護・在宅医療、地域包括医療などサービスの充実を図り、患者様に安心して受診していただくために良質な医療を提供することに重点を置き事業を展開します。



（釧路赤十字病院）

（1）地方・地域センター病院、へき地医療拠点病院運営事業

第三次医療を担う地方センター病院に北見赤十字病院が、第二次医療福祉圏の中核病院となる地域センター病院に伊達及び浦河赤十字病院が指定されており、地域の医療機関と機能を分担しながら連携を図り、その役割を担っています。

また、伊達赤十字病院では地域住民へ医療を提供するため、無医地区及び無医地区に準ずる地区に巡回診療等の医療活動を推進し、地域での医療運営事業の達成に努めます。

（2）救命救急センター運営事業

旭川及び北見赤十字病院においては、三次救急医療機関として、一次・二次救急医療機関との円滑な連携体制のもと、重篤な救急患者への医療を提供するため、高度な診療機能の強化を図り、あわせて臨床研修医が救急医療の知識を習得できるよう充実した事業の達成に努めます。



（旭川赤十字病院 道北ドクターヘリ）

（3）ドクターヘリ運行事業

旭川赤十字病院ではドクターヘリ基地病院として、北海道医療計画に基づき運行を行っており、救急医療に必要な医療

器材を装備したドクターヘリに医師や看護師が同乗し、救急現場での速やかな初期治療が可能となったことで劇的な時間短縮による治療効果、救命率の向上が図られており、医療過疎地域を抱える道北地域の広域搬送体制のさらなる充実を図り、事業の達成に努めます。

(4) 災害救護体制の充実

災害拠点病院に指定されている旭川、北見、伊達及び浦河赤十字病院をはじめ、各赤十字病院においては、各種災害救護訓練への参加を通じ救護知識の習得や機能を高め、赤十字独自のネットワーク網の整備により、災害救護体制の強化を図り、災害時の医療及び支援体制の充実に努めます。



(胆振東部地震 厚真町現地災害対策本部)

(5) エイズ治療体制の充実

エイズ治療拠点病院として指定されている旭川、北見及び釧路赤十字病院は、エイズ患者が安心して総合的な医療が受診できるようカウンセリング体制も整備され、さらに患者のプライバシー保護を確立しながら二次感染の防止にも万全を期した治療体制の充実に努めます。

(6) 周産期母子センター事業

地域周産期母子医療センターに指定されている旭川、北見及び浦河赤十字病院や総合周産期母子医療センターに指定される釧路赤十字病院においては、新生児及び母体の搬送受入体制を整備し、産科医療関係機関等との連携を図りながら地域における母子医療の機能の充実を図り、その事業の達成に努めます。

(7) 小児救急医療拠点病院運営事業

小児救急医療拠点病院として指定されている北見、釧路赤十字病院においては、医療圏における小児救急患者の受入拠点病院としての体制を整備し、その事業の達成に努めます。



(栗山赤十字病院 赤十字キャンペーン)

(8) 地域がん診療拠点病院運営

地域がん診療拠点病院として指定されている北見赤十字病院をはじめ、北海道がん診療連携指定病院として指定されている旭川及び伊達赤十字病院においては、がん診療に従事する医師などに対し必要な研修を行い、地域の医療機関や住民に対して情報を提供し、地域でのがん治療に対しての理解と向上を図り、その運営に努めます。



(北見赤十字病院 高精度放射線治療装置)

(9) 在宅ケアの推進

旭川、伊達、釧路、浦河及び小清水赤十字病院においては、訪問看護ステーションを併設しており、自宅にて長期療養生活をおくる在宅患者及び要介護者に対して、24時間体制で在宅訪問看護事業を実施し、今後も在宅患者とその家族が安心した在宅生活が過ごせるよう在宅ケアの推進に努めます。

(10) 居宅介護支援事業の推進

釧路、伊達及び清水赤十字病院においては、要介護認定に必要な訪問調査及びケアプランを作成する居宅介護支援事業を展開し、医療及び介護など各種サービスプランの提供を行い、地域の各関係施設と連携強化を図り事業の推進に努めます。

(11) 地域医療支援病院事業

地域医療支援病院に指定されている旭川及び北見赤十字病院においては、他の医療機関との機能分化とその役割を分担しながら連携強化を図るとともに、さらなる地域医療の充実と事業の達成に努めます。

(12) 臨床研修病院の充実

基幹型の臨床研修病院として旭川、北見、伊達及び釧路赤十字病院が、また協力型の臨床研修病院として、浦河、栗山、清水、小清水及び置戸赤十字病院が医師の育成と資質の向上を図り研修体制の充実に努めます。



(旭川赤十字病院)

令和２年度における医療事業の概要

● 旭川赤十字病院

許可病床数						標 榜 科 目	各 種 指 定	付帯施設
総数	一般	療養	結核	精神	感染			
520	480	0	0	40	0	内科、糖尿病・内分泌内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、精神科（休診中）、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、放射線科、リハビリテーション科、病理診断科、皮膚科、呼吸器外科	救命救急センター 救急告示病院 第二・三次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 災害拠点病院 エイズ診療拠点病院 地域周産期母子医療センター 北海道がん診療連携指定病院 地域医療支援病院 臨床研修病院 歯科医師臨床研修病院	院内保育所 訪問看護ステーション

● 北見赤十字病院

532	490	0	0	40	2	内科・総合診療科、消化器内科、腫瘍内科、循環器内科、神経精神科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、頭頸部・耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、腫瘍精神科、病理診断科、歯科口腔外科、リハビリテーション科	救命救急センター 救急告示病院 第二・三次救急指定病院 病院群輪番制 地域災害拠点病院（地域災害医療センター） エイズ診療拠点病院 地域周産期母子医療センター 小児救急医療支援病院 地域がん診療連携拠点病院 地域医療支援病院 臨床研修病院 へき地医療拠点病院 地方センター病院/地域センター病院 精神科救急医療システム整備事業指定医療機関 認知症患者医療センター 臓器提供施設	院内保育所
-----	-----	---	---	----	---	--	---	-------

● 伊達赤十字病院

374	270	44	0	60	0	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、精神神経科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 災害拠点病院 臨床研修病院 北海道がん診療連携指定病院 へき地医療拠点病院 地域センター病院 認知症患者医療センター	看護専門学校 院内保育所 訪問看護ステーション
-----	-----	----	---	----	---	---	--	-------------------------------

● 釧路赤十字病院

489	431	0	0	58	0	内科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、消化器外科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、精神科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、病理診断科	救急告示病院 第二次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 エイズ診療拠点病院 総合周産期母子医療センター 臨床研修病院 歯科医師臨床研修病院 小児救急医療拠点病院	居宅介護支援事業所 院内保育所 訪問看護ステーション
-----	-----	---	---	----	---	--	---	----------------------------------

● 浦河赤十字病院

196	141	51	0	0	4	内科、小児科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、泌尿器科、眼科、放射線科、リハビリテーション科、精神科（休診中）、神経科（休診中）、脳神経外科（休診中）、皮膚科（休診中）、麻酔科（休診中）、血管外科（休診中）	救急告示病院 第二次救急指定病院 災害拠点病院 臨床研修病院 へき地医療拠点病院 地域センター病院 地域周産期母子医療センター 小児救急医療支援病院	看護専門学校 院内保育所 訪問看護ステーション
-----	-----	----	---	---	---	--	---	-------------------------------

● 栗山赤十字病院

136	96	40	0	0	0	内科、リウマチ科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、精神・神経科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科、眼科、放射線科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 臨床研修病院	院内保育所
-----	----	----	---	---	---	---	---------------------------------	-------

● 清水赤十字病院

92	92	0	0	0	0	内科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 臨床研修病院	居宅介護支援事業所
----	----	---	---	---	---	---------------------------	---------------------------------	-----------

● 置戸赤十字病院

95	47	48	0	0	0	内科、皮膚科（休診中）、麻酔科（休診中）	救急告示病院 臨床研修病院	
----	----	----	---	---	---	----------------------	------------------	--

● 小清水赤十字病院

99	49	50	0	0	0	内科、消化器内科、循環器内科、眼科、整形外科、皮膚科、糖尿病内分泌科、総合診療科	救急告示病院 第二次救急指定病院 臨床研修病院	院内保育所 訪問看護ステーション
----	----	----	---	---	---	--	-------------------------------	---------------------

● 函館赤十字病院

150	150	0	0	0	0	内科、消化器内科、循環器内科、血液腫瘍内科、外科、腫瘍外科、乳腺外科、整形外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科	救急告示病院 第二次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 臨床研修病院	
-----	-----	---	---	---	---	---	---	--

10. 看護師養成事業

伊達と浦河に設置している赤十字看護専門学校においては、赤十字の理想とする人道の理念を基調とし、その精神を養うとともに、ボランティア活動を通じて地域に貢献するなど、充実した学生生活を送りながら、国際救援や災害救護をはじめ、医療の高度化、専門化など、増大するあらゆるニーズのなかで、幅広い業務に対応できる看護師を養成します。



(伊達赤十字看護専門学校)



(浦河赤十字看護専門学校)

令和2年度看護学生募集定員

養成施設(専門学校)	募集定員
伊達赤十字看護専門学校	30名
浦河赤十字看護専門学校	30名

養成施設(大学)	募集定員
日本赤十字北海道看護大学	100名

11. 血液事業

日本赤十字社の血液事業は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」をはじめとする関係法令を遵守し、採血事業者及び製造販売業者として適切かつ確実な事業運営にあたり、国民の負託に応えることを使命としています。



少子高齢化が急速に進んでいる我が国において、将来的にも輸血用血液製剤の安定供給を確保する必要があり、さらに国内での使用量が増加している血漿分画製剤の製造に必要な原料血漿の確保を図るため、特に若年層の献血率を増加させるとともに、新たな献血協力企業の募集や1年間に複数回の献血にご協力いただけるよう推進に努めます。

また、献血可能年齢に達していない小中学生に対しては、学校に出向いて献血セミナーを開催するなどの取り組みも積極的に進めていきます。

(1) 献血・供給計画

1) 供給計画

①輸血用血液製剤

2019年度の供給見込数は、赤血球製剤は横ばい、血漿製剤、血小板製剤は減少の見込です（表1）。

2020年度の供給計画は、2019年度4～7月の供給実績と主要医療機関の需要動向等を踏まえ、2019年度の供給見込数より0.4%減少の1,073,000単位としました（表2）。

製剤別では、赤血球製剤では横ばいで推移する傾向が続くものと予測し2019年度供給見込数より1,000単位減（99.7%）の380,000単位としました。

血漿製剤は、血漿交換に対して代替治療や薬剤の使用により、2019年度の供給見込数は対前年度比97.2%と減少し、来年度も減少傾向は継続すると予測し、2019年度供給見込数より2,000単位減（98.3%）の113,000単位としました。

血小板製剤では、2019年度見込数で対前年度比94.8%と減少しており、要因としては医療機関からの発注単位が20単位から15単位、10単位製剤への低規格に移行していることが挙げられます。

当該動向は鈍化傾向にあり、次年度については今年度と同様の需要が続くと予測し、2019年度供給見込数より1,000単位減（99.8%）の580,000単位の計画数としました。

（表1）2019年度輸血用血液製剤供給見込数（2018年度供給実績対比）200mL換算

	合 計	赤血球含有製剤	血漿製剤	血小板製剤
見込	1,077,000単位 (96.9%)	381,000単位 (100.2%)	115,000単位 (97.2%)	581,000単位 (94.8%)

(表2) 2020年度輸血用血液製剤供給計画数(2019年度供給見込対比) 200mL換算

	合 計	赤血球含有製剤	血漿製剤	血小板製剤
予測	1,073,000単位 (99.6%)	380,000単位 (99.7%)	113,000単位 (98.3%)	580,000単位 (99.8%)

②医薬情報活動

医療機関に対して、『輸血療法の実施に関する指針』及び『血液製剤の使用指針』に基づいた血液製剤に関する適正使用の啓発を行うとともに、「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」を踏まえた遡及調査や、GVP(医薬品製造販売後安全管理の基準)に基づく副作用情報の収集など、輸血の安全管理上必要な業務を担います。

また、医療機関の看護部門を中心に、医療機関への個別訪問の他、臨床輸血セミナーの開催を通じて、輸血用血液製剤の正しい取り扱い方法等の普及活動の推進にも努めます。

これらの医薬情報活動を行う上では、2003年7月施行の「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(血液法)」の基本方針に則り、医療機関、行政ならびに医師会等、各種団体とのより密な連携に努めます。

2) 献血計画

①需要に見合った献血の推進

「安全な血液製剤の安定供給の確保」という観点から、供給予測に基づき、全血献血においては400mL献血、成分献血においては血小板成分献血者数の安定確保のほか、血漿分画製剤の使用量増加に應えるため、血漿成分献血者数の大幅な増加を踏まえた献血計画を策定しました。

なお、運用にあたっては、年度計画のほか、医療機関における供給状況等を把握し、需要の変化に的確に対応した直近の献血計画を策定し、安定供給の達成に向けた対策を講じていきます。

【全血献血】

2020年度における全血献血の計画数は、供給予測に基づき203,000人(対2019年度計画比: +2,700人、101.3%)としました。

また、医療機関の需要に十分応じるため、400mL献血の推進を図り、全血献血全体の計画数に対する400mL献血の計画数の割合は需要に見合う96.2%と設定しています。

【成分献血】

2020年度における成分献血の計画数は、供給予測に基づき57,080人(対2019年度計画比: +4,750人、109.1%)としました。

成分献血の内訳は、血漿成分献血が21,160人(対2019年度計画比: +8,010人、160.9%)、血小板成分献血が35,920人(対2019年度計画比: -3,260人、91.7%)としています。

献血計画

	合 計	全血献血		400 mL 献血率	成分献血		献血率*
		200 mL	400 mL		血漿	血小板	
計画数	260,080人	7,700人	195,300人	96.2%	21,160人	35,920人	4.9%

*献血率＝2019年1月1日現在の人口（北海道）に対する献血計画数（合計）の割合

②献血者の確保対策

将来の血液事業を見据え、以下の項目を重点的な対策として取り進めます。

ア．若年層（10代～30代）の献血率向上

血液事業は、我が国が抱えている少子高齢化の問題に直面しています。

少子化の影響で、献血できる若い世代の人口が減少する一方、高齢化の影響で輸血を必要とする患者は増加しており、現状の献血率のまま推移すると近い将来、献血者数が足りなくなる恐れがあるため、若年層への献血推進は重要かつ喫緊の課題となっています。



上記課題への主な対策ですが、大学生を中心とした学生献血推進ボランティア団体による献血キャンペーンの実施をはじめ、SNSを活用した広報を行うなど、年間を通した同世代への推進活動を展開しています。

また、高校及び大学の理解を得て移動採血車を配車し、学生への呼び掛けをはじめサークルや部活動を通して協力依頼を進めていきます。

さらに、2019年度から展開している全国統一の若年層献血推進プロジェクト「みんなの献血」と連動した戦略的な広報展開も積極的に実施します。

イ．安定的な集団献血の確保

相互扶助の観点からの献血啓発を行い、社会貢献活動の一つとして、献血協力事業所のネットワークや献血推進団体であるライオンズクラブ等を通して新たな献血協力事業所を募集するなど、支援体制の構築を図ります。

また、献血サポーター活動に参加いただける企業や団体を積極的に募集し、献血活動の普及、拡大を図ります。

ウ．複数回献血の増加

「複数回献血クラブ（愛称：ラブラッド）」のポイント制度等を活用して、効果的な献血要請を行っていきます。

また、当クラブの新規会員募集の強化をはじめ予約制度の促進などにより複数回の献血に導くよう定期的に企画を施します。

エ．献血の周知度の向上

将来の献血を担う若年層への啓発事業として、小中学校に直接出向き、「総合的な学習」の時間等を通じて、献血セミナー等の活動を北海道および北海道教育庁と連携し広報活動を推進します。

また、献血推進団体及び献血協力企業に対しても献血セミナーの開催を促す活動を継続して行います。



オ．血漿成分献血の必要性の周知と原料血漿必要量の確保

血漿分画製剤（特に免疫グロブリン製剤）の需要増加に伴い、同製剤用原料血漿の必要量が急激に増加していることから、献血希望者に対して、輸血用血液製剤と同様に血漿分画製剤が必要であることについて、専用媒体等を用いて説明し、成分献血未経験の方に血漿成分献血のご協力をいただけるよう推進します。

また、成分献血1回あたりの血漿採取量は体内の循環血液量（体重）によることから、循環血液量の多い方を中心とした年間複数回の献血協力を依頼するなどして、必要な原料血漿の確保に努めます。

カ．献血者が安心して献血出来る環境の整備

献血者に対する接遇マナー向上を図るため、受付職員へのマナー講習を継続的に行うとともに、献血者の要望を把握する等、献血受入体制の改善・向上に努めます。

特に初回献血者が抱えている不安等を払拭するため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図ります。

(2) 輸血用血液の安全確保

1) 個別NAT（核酸増幅検査）導入による輸血用血液の安全性向上

2014年8月に個別NATが導入されて以降、全国的にC型肝炎ウイルス（HCV）、エイズウイルス（HIV）による輸血後の感染事例は報告されていません。

また、プールNAT時代には毎年数例報告されていたB型肝炎ウイルス（HBV）の感染事例についても5年間でわずか3例と減少しており、個別NATの導入が輸血用血液の安全性向上に大きく寄与していると考えられます。

また、国の研究機関と連携し、北海道内の献血者を対象として研究的に実施しているE型肝炎ウイルス（HEV）検査についても同様に、個別NATにより高感度化され、感染実態の調査に加えて、輸血によるHEV感染に対する安全性の向上も図られています。

2) 研究開発計画

検査開発においては感染症や血液型、またそれらの検査法に関する技術的な検討を実施し、製剤開発においては血液製剤の品質に関するデータの取得と新しい製剤の開発に係る基礎検討を行っています。

2020年度は、検査開発ではHEV等の感染症検査、日常業務では解決が困難な血液型、溶血性・非溶血性輸血副作用に関する検査法の技術的な検討を行います。

製剤開発では、有効期間を超過した血小板製剤を有効利用し、再生医療への貢献を目指した血小板溶解液の検討、さらに、赤血球製剤の有効期間切れによる廃棄の低減を目指した長期保存の検討及び献血可能人口減少への対策を考慮した血小板製剤の調製法の検討等を実施しています。

(3) 遡及調査

「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」（2018年3月一部改正）に基づき、感染症マーカーが陽転した複数回献血者の前回献血血液ならびに感染症副作用報告の原因候補血液等の病原体感染が疑われる事例について、その血液から製造された輸血用血液製剤や血漿分画製剤の供給停止と回収処理及び医療機関への情報提供等の措置を講じています。

感染が疑われる事例での供給停止と回収処理によって新たな輸血患者への健康被害の拡大が防止され、また医療機関への情報提供によって万が一輸血患者が感染していた場合の早期発見・早期治療が可能となります。

(4) 骨髄提供者登録事業

白血病や重症再生不良性貧血等の疾病に対する有効な治療法である骨髄移植に関し、国から委託を受けた骨髄バンク事業の支援機関として、骨髄提供希望者の登録業務や普及啓発に関する支援を行っています。

今後も、骨髄又は末梢血幹細胞の提供希望登録者の登録事業を継続し、骨髄移植の円滑な実施に寄与します。

(5) 臍帯血バンク事業

2019年に日本で行われた臍帯血移植数は1,264件（11月末現在）であり、骨髄バンクを介した移植症例（同1,164件）よりも多く実施されました。

骨髄移植（末梢血幹細胞移植を含む）に比べて、臍帯血を用いた造血幹細胞移植の方が多い状況は2015年以降から続いています。

一方、国内における移植用臍帯血の保存数は、2017年末に10,127件、2018年末に8,754件と減少しましたが、2019年末は9,286件と回復の傾向を示しています。

北海道さい帯血バンクでは、臍帯血提供希望者の普及啓発および臍帯血採取の協力医療機関を増やす活動を継続的に実施しています。

2019年は新たに2医療機関（札幌徳洲会病院と旭川赤十字病院）の協力が得られ、現在の協力施設は12施設へと増えました。

今後とも公的臍帯血バンクとして造血幹細胞移植事業に貢献すべく、移植用臍帯血の更なる確保に向けた活動を行っていきます。

Ⅲ

令和２年度一般会計
歳入歳出予算額

歳入

単位：千円

科目		区分	令和 2 年度	平成31年度	摘 要
社 資 收 入	一 般 社 資 収 入		335,940	341,455	会費収入 寄付金等収入 指定事業社資収入（個人）
	法 人 社 資 収 入		50,784	57,105	指定事業社資収入（法人） その他社資収入
補助金及び交付金収入			1,426	1,648	管理経費調整交付金
繰 入 金 収 入	資金繰入金収入		65,405	39,758	災害等資金繰入金収入 国際救護活動資金繰入金収入 施設整備準備資金繰入金収入 特別退職金積立留保金繰入金収入
	他会計等繰入金収入		32,894	32,365	医療施設特別会計繰入金収入
貸付金償還金収入			3,485	3,119	社会福祉施設特別会計貸付金償還金収入
資 産 収 入			5,669	5,529	地代収入 家賃収入
雑 収 入	利 子 収 入		1	1	預貯金利子収入
	負 担 金 収 入		10,766	11,687	講習会等負担金収入
前 年 度 繰 越 金			17,835	1,008	前年度繰越金
合 計			524,205	493,675	

歳出

単位：千円

科目		区分	令和2年度	平成31年度	摘 要
災害救護事業費	災害救護指導事業費		25,408	27,270	救護訓練費他
	災害救護整備費		19,230	19,530	救護整備整備費他
	非常災害救援物資整備費		2,040	2,040	救援物資整備費
	救護看護養成費		4,694	4,635	救護看護師養成費他
社会活動費	救急法等普及費		27,446	28,107	各種講習普及事業費他
	奉仕団活動費		18,989	18,821	奉仕団等育成費他
	青少年赤十字活動費		14,460	14,089	青少年赤十字育成費他
	社会福祉活動費		422	325	地域福祉活動推進事業費他
	医療事業費		31,022	20,058	医療指導費他
	血液事業費		5,767	5,642	血液事業普及整備費他
国際活動費			1,756	1,776	国際開発協力事業費他
指定事業地方振興費			5,000	5,000	災害救護設備整備費他
地区区分交付金支出			63,500	66,578	事務費・事業費交付金支出
社会振興費	社業振興費		48,782	33,767	社資募集及び会員管理費他
	広報活動費		19,193	19,879	広報活動費他
基盤整備交付金・補助金支出			39,310	29,335	医療施設基盤整備交付金支出他
貸付金	他会計貸付金支出		3,485	3,119	社会福祉施設特別会計貸付金
支積立金	退職給与資金特別会計積立金支出		14,429	13,614	退職給与資金特別会計積立金支出
総務管理費	評議員会等諸費		2,252	2,137	評議員旅費他
	総務管理費		101,908	102,434	総務費、業務費、管理費 保険料等負担金
	監査費		1,329	1,547	監査委員監査費他
資産取得及び資産管理費			18,524	16,938	修繕費 館内メンテナンス費他
本社送納金支出			54,259	56,034	本社送納金
予備費			1,000	1,000	予備費
合	計		524,205	493,675	

Ⅳ 税制上の優遇措置

個人並びに法人が日本赤十字社に対して寄付（社費（会費）及び寄付金）された場合、税制上の優遇を受けることができます。

納入者 区 分	措置の名称等	関係根拠法令	適用期間	措 置 の 内 容 等
個 人	① 特定寄付金	所得税法第78条 第2項第3号	通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで）から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	② 住民税にかかる 寄付金控除	地方税法第37条の2 及び同法施行令 第7条の17	通年※	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで）から2千円を差引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。 ※注）各都道府県支部に寄付の場合で、総務大臣が承認する支部事業計画の範囲内で適用されます。
	③ 相続税の非課税	租税特別措置法 第70条	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法 人	④ 指定寄付金	法人税法第37条 第3項第2号	毎年 4月～ 9月	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の事業年度の所得の計算上、法人の寄付限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	⑤ 特例扱寄付金 〔 特定公益増進法人 に対する寄付金 〕	法人税法第37条 第4項	通年	法人の通常有する寄付金損金算入限度額と特定公益増進法人への寄付に対する損金算入限度額を合わせた金額の範囲内で拠出された寄付金の額が、損金に算入されます。

日本赤十字社の表彰制度は、以下のとおりです。

○社資（社費（会費）及び寄付金）による表彰

種 別		金 額	表 彰 品
特 別 社 員		社費（会費）として一時又は毎年2,000円以上で累計2万円以上納めた個人・法人	・ バッジ ・ ステッカー
表 彰 状		社費（会費）の累計額が10万円以上の個人・法人（団体）	・ 表 彰 状
感 謝 状		寄付金品の累計額が10万円以上の個人・法人（団体）	・ 感 謝 状
有 功 章	銀 色	社費（会費）又は寄付金として、 一時または累計20万円以上納めた個人・法人・団体	・ 有 功 章（楕型）
	金 色	社費（会費）又は寄付金として、 一時または累計50万円以上納めた個人・法人・団体	・ 有 功 章 （個人は勲章式、 法人・団体は楕型）
社 長 感 謝 状		金色有功章受章後、社資として50万円（50万円に達するまでの分納額の合算を認める）以上拠出の都度	・ 感 謝 状

○国の表彰

赤十字への寄付に対して国の表彰制度があります。

- ①厚生労働大臣感謝状……寄付の額
- | | | |
|----|--------|--------------|
| —— | 個人 | 1,000,000円以上 |
| | 法人（団体） | 3,000,000円以上 |
- （記念品つき）

（注1） 同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄付があった場合には、その合計額をもって寄付の額とする。

（注2） 日本赤十字社に対して物品の寄付があった場合には、その評価額をもって寄付の額とみなす。

- ②紺綬褒章……寄付の額
- | | | |
|----|--------|---------------|
| —— | 個人 | 5,000,000円以上 |
| | 法人（団体） | 10,000,000円以上 |

○業務功労による表彰

業 務 に よ る 功 労	役 職	地（分）区長	在職基準 6 年	銀色有功章（楕型）	12 年	金色有功章（楕型）	
		副地（分）区長	〃 8 年	〃	16 年	〃	
		参与・収入委員 幹事・事務長 事務委員・事務員	}	〃 3 年	銀色梓感謝状	6 年	金色梓感謝状
				〃 10 年	銀色有功章（楕型）	20 年	金色有功章（楕型）
	— 献血者 — 献血者の回数 — 70 回…銀色有功章（盃） 100 回…金色有功章（盃）						
	協 賛 委 員						
	奉仕団員等奉仕者		— 個 人 —	5 年…銀色梓感謝状			
	青少年赤十字指導者			10 年…金色梓感謝状			
	献血推進者			15 年…銀色有功章（楕型）			
奉 仕 団		20 年…金色有功章（楕型）					
青少年赤十字加盟校							
— 団 体 —							
献血団体							
献血推進団体							

○献血功労による表彰

種 別		表 彰 基 準
献 血 功 労 表 彰 制 度	有功章	銀色有功章 — 献血回数70回以上 金色有功章 — 献血回数100回以上 但し、旧規則の基準により銀色又は金色有功章を受章された方を除く
	記念品	1. 献血10回に到達したとき 2. 献血30回に到達したとき 3. 献血50回に到達したとき 4. 献血50回到達者で、以後50回到達の都度
献 血 者 顕 彰 規 程	感謝状 記念品	5. 献血50回以上の献血者が満60歳を迎えた後に献血したとき
	感謝状	6. 献血50回以上の献血者が満68歳を迎えた後に献血したとき

VI

北海道支部役員等名簿

日本赤十字社北海道支部・本社役員及び評議員名簿

令和2年4月1日現在

○役員

役職名	氏 名
最 高 顧 問	鈴 木 直 道
支 部 長	伊 藤 義 郎
副 支 部 長	三 瓶 徹
〃	高 薄 浩 志
〃	池 上 喜重子
監 査 委 員	西 村 博 司
〃	荒 木 正 昭
〃	黒 田 豊
本 社 理 事	小笠原 弘
〃	川 西 智 子
本 社代議員	小笠原 弘
〃	川 西 智 子
〃	工 藤 祐 三
〃	中 村 裕 貴
〃	渡 辺 光 信
〃	小 澤 實之郎
〃	岩 本 節 子
〃	軍 司 勝 裕
〃	円 谷 正 雄
〃	中 西 武 男
〃	平 野 徳 三

○評議員

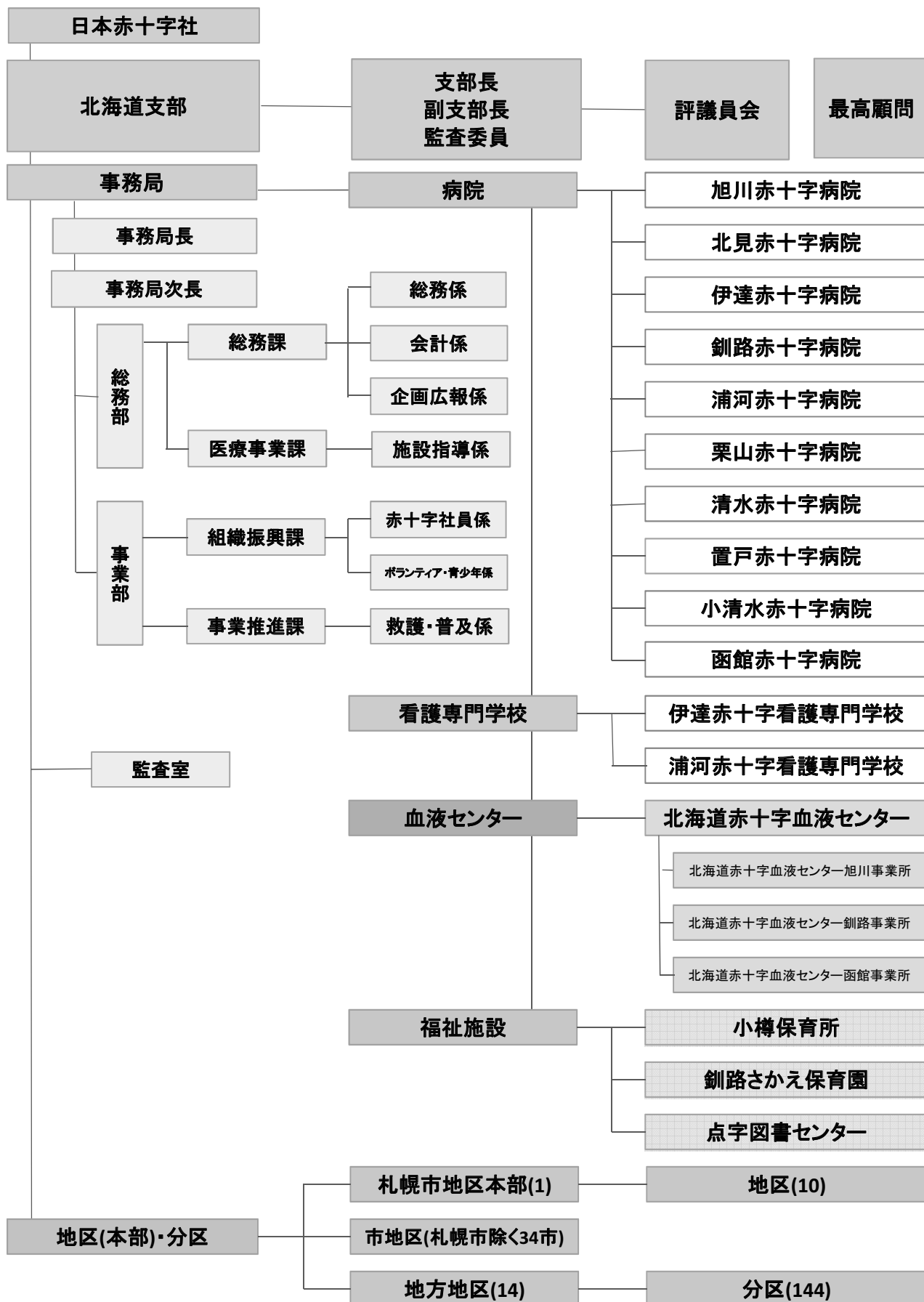
選 出 別	氏 名
石 狩	藤 原 美智子
渡 島	黒 澤 千 尋
桧 山	小笠原 弘
後 志	本 間 栄
空 知	欠 員
上 川	山 口 京 子
留 萌	日下部 英 一
宗 谷	渡 辺 光 信
オホーツク	矢 浪 千恵子
胆 振	欠 員
日 高	中 村 裕 貴
十 勝	軍 司 勝 裕
釧 路	菅 原 澄
根 室	円 谷 正 雄
札幌市中央区	齋 藤 美保子
札幌市北区	外 崎 ミヨ子
札幌市東区	岩 田 徳 夫
札幌市白石区	鈴 木 実
札幌市厚別区	佐 藤 アツ子
札幌市豊平区	岩 本 節 子
札幌市清田区	一 瀬 ヒロ
札幌市南区	欠 員
札幌市西区	那須野 敦 子
札幌市手稲区	畑 中 裕

○評議員

選 出 別	氏 名
函 館 市	奥 野 秀 雄
小 樽 市	盛 昭 義
旭 川 市	新 谷 龍一郎
室 蘭 市	中 西 武 男
釧 路 市	三 原 克 也
帯 広 市	高 木 章 好
北 見 市	小 澤 實之郎
夕 張 市	高 橋 京 子
岩 見 沢 市	高 松 榮 子
網 走 市	八 木 弘 江
留 萌 市	平 野 徳 三
苫 小 牧 市	藏 本 満 惠
稚 内 市	石 塚 宗 博
美 唄 市	川 西 智 子
芦 別 市	市 川 豊
江 別 市	工 藤 祐 三
赤 平 市	曾我部 芳 子
紋 別 市	館 岡 久 幸
士 別 市	斉 木 勲
名 寄 市	名 取 純 子
三 笠 市	村 井 保 也
根 室 市	北 村 信 人
千 歳 市	沼 田 常 好
滝 川 市	椿 坂 幸 夫
砂 川 市	東 英 男
歌 志 内 市	黒 田 征 子
深 川 市	青 木 守 二
富 良 野 市	野 嶋 重 克
登 別 市	鳴 海 文 昭
恵 庭 市	藤 原 みよ子
伊 達 市	寿 浅 弘 幸
北 広 島 市	河 井 任
石 狩 市	榎 本 哲 史
北 斗 市	田 畑 定 男
支 部 長 選 出	佐 藤 哲 夫
支 部 長 選 出	山 口 幸太郎
支 部 長 選 出	棚 野 孝 夫
支 部 長 選 出	横 堀 道 子
支 部 長 選 出	田 中 勉
支 部 長 選 出	小野寺 伴 幸
支 部 長 選 出	廣 田 恭 一
支 部 長 選 出	中 川 淳 二
支 部 長 選 出	森 下 文 典
支 部 長 選 出	中 村 雅 司
支 部 長 選 出	欠 員

VII

日本赤十字社北海道支部 組織図



北海道支部施設

日本赤十字社北海道支部

〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目
011(231)7126

日本赤十字社北海道支部

点字図書センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
道民活動センタービル 011(271)1323

日本赤十字社北海道ブロック血液センター

北海道赤十字血液センター

〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条1丁目1番20号 011(613)6121

北海道赤十字血液センター

大通出張所(大通献血ルーム)

〒060-0042 札幌市中央区大通西4丁目6番地1
札幌大通西4ビル11階 011(271)6381

北海道赤十字血液センター

新さっぽろ出張所

(新さっぽろ献血ルーム)

〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目6番2号
duo1 地下1階 011(895)2555

北海道赤十字血液センター

札幌駅前出張所

(アスティ献血ルーム)

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地
アスティ45ビル7階 011(200)4545

北海道赤十字血液センター

厚別出張所

〒004-0055 札幌市厚別区厚別中央5条2丁目8
011(801)7102

北海道赤十字血液センター

岩見沢出張所

〒068-0833 岩見沢市志文町966番地24
0126(24)9111

日本赤十字社小樽保育所

〒047-0034 小樽市緑1丁目9番9号
0134(22)5223

伊達赤十字病院

〒052-8511 伊達市末永町81-12
0142(23)2211

伊達赤十字看護専門学校

〒052-8511 伊達市末永町81
0142(23)2211

北海道赤十字血液センター

苫小牧出張所

〒053-0052
苫小牧市新開町4丁目6番17号
0144(61)1715

北海道赤十字血液センター

室蘭出張所

〒050-0083 室蘭市東町1丁目20番42号
0143(45)2330

函館赤十字病院

〒040-8631 函館市堀川町6番21号 0138(51)5315

北海道赤十字血液センター

函館事業所

〒040-0022 函館市日乃出町23番8号 0138(56)2211

北海道赤十字血液センター

稚内出張所

〒097-0024 稚内市宝来5丁目3番17号 0162(29)0011

旭川赤十字病院

〒070-8530 旭川市曙1条1丁目1-1 0166(22)8111

北海道赤十字血液センター

旭川事業所

〒070-0817 旭川市川端町7条10丁目1番50号 0166(52)2211

北海道赤十字血液センター

旭川駅前出張所

(北彩都あさひかわ献血ルーム)

〒070-0030 旭川市宮下通7丁目(イオンモール旭川駅前4階)
0166(25)5660

置戸赤十字病院

〒099-1131 常呂郡置戸町字置戸77 0157(52)3321

北見赤十字病院

〒090-8666 北見市北6条東2丁目 0157(24)3115

北海道赤十字血液センター

北見出張所

〒090-0817 北見市常盤町3丁目6番17号
0157(25)5501

小清水赤十字病院

〒099-3642
斜里郡小清水町南町2丁目3番3号
0152(62)2121

清水赤十字病院

〒089-0195 上川郡清水町南2条2丁目 0156(62)2513

栗山赤十字病院

〒069-1513
夕張郡栗山町朝日3-2
0123(72)1015

釧路赤十字病院

〒085-8512 釧路市新栄町21-14 0154(22)7171

北海道赤十字血液センター

釧路事業所

〒085-0061 釧路市芦野2丁目12番20号 0154(38)7500

認定こども園

日本赤十字社釧路さかえ保育園

〒085-0017 釧路市幸町11-1-1 0154(22)6339

北海道赤十字血液センター

昭和出張所(ぶらっと946献血ルーム)

〒084-0910 釧路市昭和中央4丁目18番1号
イオンモール釧路昭和1階
0154(64)9461

北海道赤十字血液センター

帯広出張所

〒080-0807 帯広市東7条南9丁目13番地4 0155(25)0101

浦河赤十字病院

〒057-0007 浦河郡浦河町東町ちのみ1-2-1 0146(22)5111

浦河赤十字看護専門学校

〒057-0007 浦河郡浦河町東町ちのみ1-3-39 0146(22)1311